



2021年2月15日

各 位

会 社 名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 高 田 昭 人
(コード：6615 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長
仙 波 陽 平
(TEL. 048-724-0001)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2021年1月29日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3億9,615万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりますが、その後、当社は、金融庁長官から、2021年2月2日付で審判手続開始決定通知書を受領いたしました。

これに対して、当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁に提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

当社といたしましては、このたびの事態を厳粛に受け止め、再発防止策及び法令遵守に努めてまいります。

投資家の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

以上